



平成 26 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 C E O 尾山 基
(コード番号：7936 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 加藤 勲
TEL. (078) 303-2213

決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年6月19日開催予定の第60回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループのグローバルな活動の更なる拡大を見据え、海外連結子会社と決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るためであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第61期は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月決算となる予定です。また、現在、決算期が12月31日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

なお、決算期が12月31日の連結子会社につきましては、従来どおり、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの12ヶ月決算となります。

平成27年からは、当社およびすべての連結子会社につきまして、1月1日から12月31日までの12ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第61期の業績見通しにつきましては、平成26年5月に開示予定の平成26年3月期決算短信において公表する予定です。

4. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日となっておりますが、当社グループのグローバルな活動の更なる拡大を見据え、これを毎年1月1日から12月31日に変更し、海外連結子会社と決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るものであります。

また、この変更に伴い、第61期事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1項～第9条 (条文省略)	第1項～第9条 (現行どおり)
(基準日) 第10条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第10条 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり)
第11項～第12条 (条文省略)	第11項～第12条 (現行どおり)
(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
第14項～第41条 (条文省略)	第14項～第41条 (現行どおり)
(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までとする。	(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までとする。
第43項 (条文省略)	第43項 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)

第44条 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月31日現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。 第45項 (条文省略) (新 設)	第44条 剰余金の配当は、毎年<u>12</u>月31日現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。 第45項 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第42条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から始まる第61期事業年度は、平成26年12月31日までとし、平成27年1月1日をもって附則を削除するものとする。</u>
---	--

(3) 日程

第60回定時株主総会開催日：平成26年6月19日(予定)

定款変更の効力発生日：同上

以上